

令和4年4月20日  
関東自動車共済協同組合

## 当組合代理所による不祥事件発生に関する報告と今後の対応について

この度、当組合代理所による多額の共済掛金の送金遅延という不祥事件が発生いたしましたので、ご報告申し上げます。

相互扶助を目的とする共済組合として、このような事態を招いたことについて深く反省するとともに、組合員ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

当組合は、本件が明らかになった後、当組合と何ら利害関係のない弁護士2名、公認会計士2名により構成された第三者調査委員会を設置し、同委員会により本件の事実関係、損害の確定、原因等の調査および具体的な再発防止策等の検討が行われ、このほど調査報告がなされました。同報告を踏まえ、当組合は、下記のとおり事実関係を認定し、再発防止策を策定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 調査報告を踏まえて当組合が認定した事実関係

当組合の代理所（以下「当該代理所」といいます。）は、当該代理所が開設された平成14年頃から、当組合への共済掛金の送金遅延を繰り返し、組合においても当初の段階から送金遅延事実を認識していたにもかかわらず、長期間・多額にわたる遅延をそのまま放置し、共済掛金の未送金額が累積して現時点において7973万9701円となりました。

この共済掛金の送金遅延の動機および未送金の使途等については、関係者の協力が得られなかったことから必ずしも明らかではありませんが、当該代理所代表者による共済掛金の費消等により、長期間継続し、精算されないままとなっていた可能性を否定できません。

なお、当該代理所以外に掛金の送金遅延が発生している代理所はありませんでした。

#### 2. 送金遅延の原因

組合が当該代理所による組合に対する共済掛金の送金遅延事実を認識して

いたにもかかわらず、長期間・多額にわたる送金遅延をそのまま放置してきた原因としては、組合が当該代理所開設当初から、組合のルールによらず独自の方法で当該代理所を運営してきたことを黙認してきたことにより当該代理所が支部による監督が及ばない存在にしてしまったことです。

そして、組合が長期間・多額にわたる当該代理所の組合に対する共済掛金の送金遅延を放置してきた本質的な原因としては、当該代理所の特別扱いを黙認し、異常な状態を認識しつつ、放置し続けた役職員のコンプライアンス意識の欠如にあったと言わざるを得ません。すなわち、組合としては、送金遅延を認識した時点で直ちに督促を行い、督促に応じなければ、業務委託契約を解除したうえで法的回収を行わなければならなかったものであり、これらを怠ったことは役職員の任務懈怠であると言えます。

### 3. 関係機関への届出

本件につきましては、法令に基づき監督官庁への届出を行いました。

### 4. 当該代理所代表者への対応

当該代理所との代理所契約を解除し、警察署に対して、当該代理所代表者の共済掛金の業務上横領を理由とする被害届を提出いたしました。

更に、当該代理所代表者に対して、未送金となっている共済掛金回収のための民事裁判を提起し、勝訴判決を得ましたので、法的手段により、当組合の損害の回復を図ることといたします。

### 5. ご契約者さまへの影響

既に契約を締結している共済契約につきましては、契約内容通りの補償が行われ、今回の不祥事件による影響および損害はありませんのでご安心ください。

### 6. 再発防止策

再発防止のための具体策として、第三者調査委員会の報告を踏まえ、当組合は、下記の再発防止策を決定しました。

#### (1) 執行体制の見直し

##### ① 組合執行部の刷新

本不祥事件は組合の組織体制および運営に問題があったことから、次回開催の総代会で現組合執行部を刷新し、今後は新体制で健全な組合運営を行い、信用回復に努めます。

② 意思決定体制の整備・是正

職務執行上重要性の高い事項については、常勤役員および本部部長職以上で構成される「業務運営会議」を設置し、協議、検討を行い決定し、議事録を作成することで検討経過と決定内容を明確にします。

また、特に重要性の高い事項については、理事会における決定を要することとします。

③ 代理所からの送金状況その他未収の本部管理および理事長への報告体制の構築

代理所からの送金状況および回収管理を支部のみで行うのではなく、本部においても毎月代理所からの掛金の未回収および送金遅延がないかのチェックを行い、問題があれば理事長および「業務運営会議」に報告し、規程およびマニュアルに沿って適正に対処します。

(2) 監督体制の強化

① 理事会への報告・理事会の機能強化

執行部は、職務執行上重要性の高い事項については、理事会への報告を行い、役員（理事・監事）は自覚と責任を持って組合運営にあたることとし、今後は理事会と執行部が一体となり健全な組合運営を行います。

② 監事監査の強化

今後は、監事への適時、適切な情報提供を行い、業務監査を定期的に行うことで、組合運営が定款および法令等を遵守しているかチェックします。

③ 内部監査部門の設置

組合組織に独立した「内部監査室」を設置し、内部監査により組合における問題点の早期発見と解決を図ります。

④ 代理所管理の強化

ア) 代理所監査の実施

代理所監査に関する規程等（組合規程・業務マニュアル）を整備し、支部は毎年度代理所監査の年間スケジュールを策定したうえで定期的に監査を行い、規程等に基づく業務フローを実行しているかチェックします。

また、監査結果を「内部監査室」に報告することとし、「内部監査室」は監査結果の検証を行い、問題が検出された場合は規程およびマニュアルに沿って適正に対処します。

イ) 共済掛金の現金収納の口座振替への移行推進

共済掛金の収納方法を、不祥事の発生リスクの高い現金扱いから口座振替への移行を推進します。

⑤ 外部監査の導入

公認会計士等による外部監査を導入し、監査の透明性、問題の早期発見および監事の会計監査を補完します。

⑥ 常勤理事の定年制の導入および部長職以上の任期の新設

常勤理事について定年制を導入します。また、本部部長職以上の同一役職における任期に上限を設け、上限を超えて任用する場合は理事会の承認を要することとします。

(3) コンプライアンスの徹底

① 内部通報制度の整備

内部通報制度を整備し、組合内部の不正等を早期に把握できる体制を構築します。

② コンプライアンス研修の実施

役職員および代理所に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図ります。

7. 関係者の処分

関係者の処分につきましては、組合の組織体制および運営に問題があったことから、専務理事は令和4年6月開催予定の総代会をもって退任し、新役員は組合本部の人事異動を行い、執行部の刷新を図り、新体制で健全な組合運営と信頼回復に努めます。

また、理事長は今回の不祥事件の解決に道筋を立て令和5年6月開催予定の総代会をメドに退任します。

8. 本件に関するお問い合わせ先

当組合は、同様の事態を発生させることのないよう、再発防止を図り、信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

本件に関するご質問、お気づきの点等がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

電話番号 : 045-201-8833 (代)

受付時間 : 9:00~17:00 (土・日・祝日は除きます)

担当部署 : 関東自動車共済協同組合 総務部

以上